

平成29年7月5日開催

高崎市第36回農業委員会

農地部会会議録

高崎市農業委員会

◎開 会

午後 1時30分 開会

◎開会の宣告

○部会長（寺崎正親） それでは、ただいまから第36回農業委員会農地部会を開催いたします。

本日、18番、青柳隆委員から欠席の連絡がございましたので、報告をさせていただきます。

続きまして、議事録署名委員の指名及び書記の任命について、議事録署名委員を指名してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、指名させていただきます。4番、高田正巳委員、13番、矢島勇司委員の2名を指名いたします。書記の任命につきましては、事務局の高橋主事を任命いたします。

それでは、議事に入ります。発言される場合は、挙手の上、議席番号と氏名を述べてからご発言をお願いいたします。

それでは、早速、議案第1号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

1番 当初許可は農地法第5条許可、契約内容は使用貸借、転用目的は分家住宅でございます。変更の理由といたしましては、住宅建築の計画がなくなったためとのことでございます。変更後の転用の目的は分家住宅、自己用住宅を持ちたく父より相続した申請地に住宅を建築したいという申請でございます。なお、10ページのナンバー1が関連案件ということで提出をされております。

2番 当初許可は農地法第4条許可、転用目的は物置及び露天資材置き場でございます。変更の理由につきましては、計画を実行することが困難となったためとのことでございます。変更後の転用目的は、太陽光発電設備設置用地でございます。申請地に太陽光発電設備を設置し、売電したいという申請でございます。なお、こちらの案件につきましては、関連案件といたしまして、変更後の4条許可申請が提出されております。議案書10ページ、ナンバー4が関連案件でございます。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請につきましては2件でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

○全員 なし。

○部会長 よろしいですか。

○全員 はい。

○部会長 異議がなければ承認してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、承認することにいたします。

続きます、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

ナンバー1につきましては、事前調査案件でございます。事務局よりナンバー1の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は使用貸借、新規就農すべく申請地を借り受けたいという申請でございます。

それでは、別添にございます農地法第3条許可申請ナンバー1の審議資料をご覧いただきたいと思っております。

まず、初めに、就農の動機でございますが、申請人は幼いころから祖父母の農作業する姿を見て、農業に興味を湧き、就農を決意したとのごとでございます。また、将来の農業経営の構想といたしましては、現在借り受ける農地で早目に経営を安定させて、3年後を目標に規模拡大をしていきたいとのごとでございます。また、申請人の職歴及び農業経験でございますが、上里町の農家でのアルバイトを1年経験した後に、東京にありますアグリイノベーション大学にて1年間学んだということでごとでございます。また、現在は群馬県農林大学に週2回通学中ということでございます。

農業経営の概要としましては、当初時、今現在は申請人1人でやっていく予定でございまして、3年を目途に奥様と一緒に農業経営をしていくということでごとでございます。

また、経営の土地の面積につきましては、当初時は40アール、また目標時の面積が60アールということでございます。

1枚おめくりいただきまして、作付する野菜についてですけれども、ナスとチヂミホウレンソウ、ネギを計画しているということでございます。また、それらの出荷先につきましては、JAに出荷するというごとでございます。

農業所得について、当初時が120万8,000円ということなのですけれども、これに、奥様が現在パートで働いてございまして、そちらの収入と、新規就農の補助金を当てにして経営をしていくということでごとでございます。

それでは、2枚おめくりいただきまして、最後のページ、資金計画になるのですけれども、資金計画は現在のものです。200万円を当てにしてございまして、既に軽トラを購入済みということでございます。また、管理機とトラクターにつきましては、今回農地を借りるおじから借り受けるということでございます。また、その下の動噴につきましては、近日中に購入するというごとでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。今回は、第3班の調査でございますので、調査班長の高田委員から報告をお願いいたします。

○4番高田委員 それでは、報告いたします。

農地法第3条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は申請人本人、1人の出席でした。

質問1 今回、使用貸借で農地を借りるということですが、所有者とはどのような関係ですか。また、住所が箕郷町ということで、借りる土地は宮沢町と少し遠いように思われます。どうして宮沢町の農地を選ばれたのですか。

回答 所有者は、私のおじです。もともとは埼玉県上里町に住んでいたのですが、おじから農地を貸してもらえという話になり、高崎市に引っ越してきました。妻のパート勤務先等の兼ね合いから宮沢町ではなく箕郷町に引っ越しました。

質問2 農機具等については、どこに保管される予定ですか。

回答 借りる農地の隣がおじの家でございます、そちらに置かせてもらう予定です。また、トラクター等についてもおじから借りる予定です。

質問3 栽培される野菜について経験はありますか。

回答 ネギについては、1年間農家の方のもとで栽培方法を学びました。チヂミホウレンソウとナスについては、はぐくみ農協の指導を受けております。

質問4 はぐくみ農協の方は実際に栽培をされている方ではないので、実際に栽培されている方から指導を受けたほうがよいと思います。

回答 はい、わかりました。

質問5 計画での農業所得は少ないように思われますが、補助金について市に相談とかはされていますか。

回答 補助金については3条許可がおりた後に申請できると聞いているので、許可をいただいた後に申請しようと考えています。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○部会長 調査班長の報告が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

よろしいですか。

○全員 なし。

○部会長 ナンバー1につきまして、異議がなければ許可としてよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、許可することにいたします。

続きまして、一括審議に移りたいと思います。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

2番、今月については保留ということをお願いいたします。

3番 契約内容は交換、所有農地に隣接する申請地を譲り受けて効率的に耕作したいという申請でございます。こちらの案件につきましては、関連案件といたしまして、次のナンバー4が関連案件でございます。

4番 契約内容は交換、所有農地に隣接する申請地を譲り受けて効率的に耕作したいという申請でございます。なお、こちらの案件につきましても、ナンバー3が関連案件でございます。

5番 契約内容は使用貸借、後継者に経営移譲した農地の貸借期間が満了するため再設定したいという同一世帯の申請でございます。

6番につきましては、取り下げをお願いいたします。

7番 契約内容は使用貸借、後継者に経営移譲した農地の貸借期間が満了するため再設定したいという同一世帯の申請でございます。

8番 契約内容は売買、申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

9番 契約内容は売買、申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

10番 契約内容は贈与、自宅隣地である申請地を父より譲り受けて後継者として耕作したいという同一世帯からの申請でございます。

11番 契約内容は賃貸借、営農型発電で計画を進めていた土地が使用できなくなり、その代替地として申請地を借り受けたいという申請でございます。

12番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

13番 契約内容は贈与、申請地を父より譲り受けて引き続き耕作したいという同一世帯の申請でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請一括案件につきましては、取り下げ1件を除く11件でございます。なお、ナンバー2を除く10件につきましては、別添、農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えていますことをご報告いたします。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

よろしいですか。

○全員 なし。

○部会長 そうしましたら、2番が保留、6番は取り下げ、ほかの案件につきまして異議がなければ許可としてよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、許可することにいたします。

続きまして、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 自己用住宅を持ちたく父より相続した申請地に住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。なお、関連案件といたしまして、計画変更申請、議案書3ページ、ナンバー1が提出されております。

2番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

3番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

4番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、関連案件といたしまして、議案書3ページの計画変更申請、ナンバー2が関連案件でございます。

5番 借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地に住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

6番 駐車場として利用している申請地が農地法上の許可をとっていないことが判明したため是正したいという駐車場の申請でございます。

7番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

8番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

以上、農地法第4条の規定による許可申請につきましては、8件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

よろしいですか。

○全員 はい。

○部会長 異議がなければ許可相当としてよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

2番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

3番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、原野21平米と一体利用の計画でございます。

4番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、雑種地134.51平米と一体利用の計画でございます。

5番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが手狭なため申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

6番 契約内容は売買、自宅に隣接する申請地を買い受けて自宅への進入路及び庭用地として使用したいという宅地の敷地拡張の申請でございます。なお、宅地203.17平米と一体利用でございます。

7番 契約内容は贈与、申請地を姪より譲り受けて駐車場として利用したいという通路用地及び露天駐車場の申請でございます。

8番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

9番 契約内容は贈与、法事及び墓参りのための駐車場が狭く、寺に隣接した申請地を譲り受けて利用したいという露天駐車場の申請でございます。

10番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

11番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

12番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を婿の兄より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

13番 契約内容は賃貸借、園舎の増築に伴い駐車場が手狭なため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。なお、雑種地904平米、学校用地2,430平米と一体利用の計画でございます。

14番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、宅地205.74平米と一体利用の計画でございます。

15番 契約内容は使用貸借、隣接地のアパート建設に伴って申請地を母より借り受けてアパート住民用の駐車場として使用したいという貸露天駐車場の申請でございます。

16番 契約内容は売買、自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

17番 契約内容は売買、現在の住まいに近い申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

18番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

19番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

20番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

21番 契約内容は売買、申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

22番 契約内容は使用貸借、自動車修理販売業を営んでいるが駐車場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

23番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて産業廃棄物最終処分場として利用したいという産業廃棄物最終処分場の申請でございます。なお、山林2万7,887平米と一体利用の計画でございます。

24番 契約内容は贈与、農地の一部を庭として使用していることが判明したため是正したいとい

う庭用地の申請でございまして、こちら宅地364.06平米と一体利用の申請でございまして。

25番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

26番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて宅地分譲用地としたいという宅地分譲4区画の申請でございまして。

27番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて宅地分譲用地としたいという宅地分譲10区画の申請でございまして。

28番 契約内容は売買、建設業を営んでおり申請地を買い受けて露天資材置き場として利用したいという露天資材置き場の申請でございまして。

29番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。なお、山林276平米と一体利用の計画でございまして。

30番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

31番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく妻の実家に近い申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

32番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

33番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。なお、本案件につきましては、第1種農地の不許可の例外にも該当しないため、許可要件を満たさないものと考えます。

34番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。34番につきましても、33番同様、許可要件を満たさないものと考えます。

35番、取り下げでお願いいたします。

36番 契約内容は売買、火薬類の製造販売業を営んでおり保安用地の確保が必要なため申請地を買い受けて使用したいという保安用地の申請でございまして。

37番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

38番 契約内容は売買、榛名地域にて太陽光発電事業を行っており管理しやすい申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございまして。また、本案件は山林241平米と一体利用の申請でございまして。

39番 契約内容は売買、河川工事により自宅を移転することになったため申請地を買い受けて新

たに住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

40番 契約内容は賃貸借、従業員専用の駐車場を増設したいため申請地を借り受けて利用したいという露天駐車場の申請でございます。

41番 契約内容は賃貸借、法人代表の土地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請につきましては、取り下げ1件を除く40件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

よろしいですか。

○全員 なし。

○部会長 33番、34番につきましては、許可要件を満たさないということでございますので、不許可ということでよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○部会長 その他の案件につきまして、35番が取り消しでございます。そのほかの案件につきまして、異議がなければ、ナンバー38につきましては許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してよいか伺います。また、その他の案件につきましては、許可相当としてよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 異議なしということでございますので、許可相当とすることにいたします。

続きまして、議案第5号 農地法関係非農地証明願について。

農地法関係非農地証明願が、次のとおりあったので審議を求めます。

ナンバー1の説明を事務局よりお願いいたします。

○事務局

議案第5号 農地法関係非農地証明願について。

1番 現況地目、山林。非農地としての理由は、山林化して既に20年以上経過しており農地として利用できないため。

事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○部会長 事務局の説明が終わりました。

次に、地域担当委員からの報告をお願いします。吉井岩平地区でございますので、矢島委員から報告をお願いいたします。

○13番矢島委員 ナンバー1について現地確認したところ、シノが生い茂っておりまして、現況は山林となっております。非農地と判断するのが適当と思われまして。

以上です。

○部会長 地域担当委員の報告が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

よろしいですか。

○全員 なし。

○部会長 異議がなければ証明してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、証明することにいたします。

続きまして、ナンバー 2 及びナンバー 3 につきましては関連する案件でございますので、一括して審議をさせていただきます。

事務局よりナンバー 2、ナンバー 3 の説明をお願いいたします。

○事務局

2 番 現況地目、山林。非農地としての理由は、山林化して既に20年以上経過しており農地として利用できないため。

3 番 現況地目、原野。非農地としての理由は、原野化して既に20年以上経過しており農地として利用できないため。

事務局からの説明は、以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○部会長 事務局の説明が終わりました。

次に、地域担当委員から報告をお願いいたします。同じく吉井岩平地区でございますので、矢島委員から報告をお願いいたします。

○13番矢島委員 ナンバー 2 について現地を確認したところ、竹木が生い茂っておりまして、現況は山林となっております。非農地と判断するのが適当と思われれます。

続きまして、ナンバー 3 について現地を確認したところ、現況は原野になっておりまして、傾斜もきついため非農地と判断するのが適当と思われれます。

以上です。

○部会長 地域担当委員の報告が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

よろしいですか。

○全員 はい。

○部会長 異議がなければ証明してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、証明することにいたします。

続きまして、報告事項、第 1 号から第 4 号まで事務局の報告をお願いいたします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は貸露天駐車場、用途指定区分は第1種住居。外9件、計10件の届出につきまして書類審査し、適法であったため受理をいたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について。

1番 契約内容は賃貸借、転用目的は貸店舗、用途指定区分につきましては第1種中高層住居ほか21件、計22件の届け出につきまして書類審査し、適法であったため受理をいたしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、以上1件につきまして書類審査し、適法だったため受理をいたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

ナンバー1からナンバー4につきましては、5月部会の案件ではございましたが、開発指導課との調整のため許可書の交付を一時保留しておりました。開発指導課との協議が調いましたので、ナンバー1、ナンバー2につきましては29年5月25日付で、ナンバー3につきましては5月31日付、またナンバー4につきましては6月9日付で許可書を交付をさせていただきました。

ナンバー5以降につきましては、先月の農地部会で許可相当とした案件のうち4条が3件、5条が49件、またその一方、ナンバー47につきましては3,000平米を超える案件のため農業委員会ネットワーク機構に意見聴取を行い、許可相当であると回答をいただいております。

また、その他の案件につきましては、他法令との調整が調いましたので、6月22日付で許可書を交付をさせていただきました。

以上で報告を終わります。

○部会長 その他の事項につきまして、事務局から何かございましたら。

ないですか。大丈夫ですか。

○事務局 はい。

○部会長 皆さんのほうから何かございますか。

よろしいですか。

○全員 はい。

◎閉会の宣告

○部会長 それでは、以上で第36回農地部会を終了したいと思います。

大変お疲れさまでした。

午後 2時40分 閉会